

## 環境物品等の調達の推進を図るための方針

平成14年4月4日

文 部 科 学 省

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、平成14年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

### 特定調達物品等の平成14年度における調達の目標

平成14年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（平成14年2月15日閣議決定）以下（基本方針）という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

### 1. 紙類

情報用紙（コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、OCR用紙、ジアゾ感光紙） 印刷用紙（カー用紙を除く、カー用紙） 衛生用紙（トイレトペーパー、ティッシュペーパー）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

### 2. 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 回転ゴム印 定規	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

トレー  
消しゴム  
ステーブラー  
ステーブラー針リムーバー  
連射式クリップ  
事務用修正具（テープ）  
事務用修正具（液状）  
クラフトテープ  
粘着テープ（布粘着）  
ブックスタンド  
ペンスタンド  
クリップケース  
はさみ  
マグネット（玉）  
マグネット（バー）  
テープカッター  
パンチ（手動）  
モルトケース（紙めくり用  
スポンジケース）  
紙めくりクリーム  
鉛筆削（手動）  
OAクリーナー  
（ウェットタイプ）  
OAクリーナー  
（液タイプ）  
レターケース  
マウスパッド  
OAフィルター（デスクトップ°（C  
RT・液晶）用）  
カッターナイフ  
カッティングマット  
デスクマット  
OHPフィルム  
絵筆  
絵の具  
墨汁  
のり（液状）  
のり（澱粉のり）  
のり（固形）  
のり（テープ）  
ファイル  
バインダー

アルバム つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート タックラベル インデックス 付箋紙 黒板拭き ホワイトボード用イレザ- 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下 げ型）	
---	--

### 3．機器類

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ロ・パ・ティション コ・トハンガ- 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

### 4．OA機器

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコ ピー機 電子計算機	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

プリンタ プリンタ / ファクシミリ 兼用機 ファクシミリ スキャナ 磁気ディスク装置 ディスプレイ	
--	--

#### 5 . 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 エアコンディショナー テレビジョン受信機 ビデオテープレコーダー	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

#### 6 . 照明

蛍光灯照明器具 蛍光管(直管型 : 大きさの 区分40形蛍光ランプ)	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

#### 7 . 自動車

一般公用車	ハイブリッド自動車178台、天然ガス自動車41台、排出ガス75%低減かつ省エネ法基準達成自動車169台を調達する。 メタノール車、電気自動車の調達予定はない。
一般公用車以外の自動車	調達を予定している車種のうち、現時点で基準を満たすものが生産されているものについては、調達目標は100パーセントとする。
E T C 対応車載器	調達の予定はない。
V I C S 対応車載器	3個を調達予定。

## 8 . 制服・作業服

制服・作業服	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
--------	--------------------------

## 9 . インテリア・寝装寝具

カーテン 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス	調達品目については、調達目標は100%とする。
---	-------------------------

## 10 . 作業手袋

作業手袋	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
------	--------------------------

## 11 . 設備

太陽光発電システム	国立大学5箇所において概ね120kw程度の設備を調達予定
太陽熱利用システム	国立工業高等専門学校1箇所において26.74㎡の設備を調達予定
燃料電池	調達の予定はない。
生ゴミ処理機	14台を調達予定

## 12 . 公共工事

公共工事の構成要素である資材・建設機械の使用に当たっては、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、平成14年度は、以下の資材・建設機械を使用した公共工事の調達を積極的に推進する。

なお、調達目標の立て方については、今後、実績の把握を進める中で検討するものとする。

・再生加熱アスファルト混合物については、再資源化施設への距離、再生材の発生状況等に留意しつつ、アスファルト舗装の基層・表層材料として、その使用を推進する。

- ・再生骨材等については、再資源化施設への距離、再生材の発生状況等に留意しつつ、構造物の基礎砕石等の高強度を必要としない部位や路盤等において、その使用を推進する。
- ・高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材及び銅スラグ骨材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、無筋コンクリート構造物の中で、コンクリート基礎等の主要構造体以外の部分において、その使用を推進する。
- ・鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物及び鉄鋼スラグ混入路盤材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。
- ・間伐材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、植栽工事における植栽支柱等で、高強度を必要としない場合に、その使用を推進する。
- ・高炉セメントについては、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、建築工事における場所打ちコンクリート杭地業、土木工事における共同溝、擁壁等で、早期強度を必要としない場合に、その使用を推進する。
- ・バークたい肥及び下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料については、施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質に留意しつつ、植栽工事で、その使用を促進する。
- ・陶磁器質タイル及び繊維板については、内外装材等で、その使用を推進する。
- ・パーティクルボード及び木質系セメント板については、内装材等で、その使用を推進する。
- ・断熱サッシ・ドアについては、自然環境が厳しい場所に建設される施設で、高い断熱性能が要求される開口部等で、その使用を推進する。
- ・断熱材については、内装等で、材料の特性に応じた使用を推進する。
- ・照明制御システムについては、常時使用される室等で、その使用を推進する。
- ・吸収冷温水機については、調達を実施する場合はその使用を推進する。
- ・自動水栓、自動洗浄装置及びその組み込み小便器については、使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。
- ・建設汚泥から再生した処理土、フライアッシュセメント、透水性コンクリート、下塗り用塗料（重防食）、環境配慮型道路照明については、その使用が見込まれる工事の予定はない。
- ・排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械については、教育研究環境の保全の観点から、その使用を推進する。

### 13. 役務

省エネ診断役務	調達の予定はない。
印刷	調達目標は100%とする。
食堂	69件を調達予定
自動車専用タイヤ更生	21件を調達予定

特定調達物品等以外の平成14年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標  
物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するよう努める。OA機器、家電製品については、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。

#### その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 省内にグリーン調達のための連絡会議（議長を官房長、副議長を大臣官房文教施設部長及び大臣官房会計課長とする課長級会議）を設置する。
2. 本調達方針は全ての部局を対象とする。
3. 調達の実績は、各品目毎に取りまとめ、公表する。取りまとめ方法は今後検討することとする。
4. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
5. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断の基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
6. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
7. 事業者の選定に当たっては、その規模に応じてISO14001又は環境活動評価プログラム等により環境管理を行っている者、又は環境報告書を作成している者を優先して考慮するものとする。
8. 調達を行う地域の地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつグリーン購入を推進する。
9. 本調達方針に基づく物品調達担当窓口は大臣官房会計課、公共工事担当窓口は大臣官房文教施設部とする。